

浦 監 第 7 号
平成 19 年 4 月 26 日

浦安市監査委員 醍 醐 敦
同 菊 原 栄 三

平成 18 年度定期監査（建設部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 18 年度定期監査（建設部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

建設部

3．監査の実施期間

平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 3 月 22 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 道路管理課

不法広告物の処理については、平成 16 年度の定期監査において、撤去費用は本来設置者が負担すべきものであり、速やかに撤去費用を求める方策を検討するよう求め、その後の状況を確認したところ、ほとんどの自治体で費用請求を行っていないのが実情で、どのような方法で費用請求することができるか、今後の課題として調査するとのことであった。処理費用として、市が約 1,300 万円の委託料を支出しており、早急に対応すべき案件と認識し、事前の抑止を図るような方法も含め、他市に先駆け、撤去費用を求める方策を検討されたい。

南部土地改良確定図複製作業委託は、一社随意契約で行われていた。理由を確認したところ、昭和 47 年に作成された図面が破損し、復元不可能な部分もあることから、当時の図面を作成し、データを持ち合わせている業者へ委託したとのことであった。本来、原本となるデータは市において管理すべきものであるため、今後は、適正なデータ管理に努められたい。

(2) 土木課

県所有の水門・排水機場等の維持管理に要する予算額について、平成 15 年度から 18 年度の内訳を確認したところ、決算額と予算額に差が見られた。今後は、実績を考慮して予算額を積算するよう検討されたい。

道路特定事業計画に基づくエレベーター設置実施設計業務委託について、繰越になった理由を確認したところ、既存構造物の資料収集や改修等を

含めた検討に時間を要したためとのことであった。今後は、計画的な事業執行に努められたい。

委託及び工事契約について、一社随意契約が見受けられた。メーカーにより仕様や部品が異なり他業者では対応が難しいことや故障発生時に迅速な対応が必要なこと等、事情は理解できるが、一社随意契約のあり方について検討されたい。

佐藤石油跡地（猫実4丁目地先）の利用計画について、その後の状況を確認したところ、浦安駅周辺の再開発計画の動向を見据えながら整備時期を検討しているとのことであった。多額の費用で取得した土地であることから、有効活用する方法を検討されたい。

(3) 下水道課

下水道事業受益者負担金及び下水道使用料について、平成16年度から17年度の収入未済及び不納欠損並びに平成18年度（1月末まで）の収入未済を確認したところ、次のように滞納額が発生していた。

	内 容	受益者負担金	下水道使用料
16年度	収入未済	1,881,234 円	124,020,452 円
	不納欠損	637,132 円	16,818,133 円
17年度	収入未済	1,759,457 円	125,378,103 円
	不納欠損	616,577 円	18,020,384 円
18年度	収入未済	2,629,979 円	164,819,190 円
	不納欠損		

効率的な徴収を推進するため、滞納整理強化期間（7月、12月）の設定や未納者への夜間等訪問による面談折衝を行っているが、例えば、下水道管接続の際に受益者負担金の納入状況を確認する等、考えられる手段を検討し、より一層の徴収に努められたい。